

多可町学校給食センター調理等業務委託

募集要項

令和 6 年 9 月

多可町

1 募集要項等の定義

多可町（以下「発注者」という。）は、令和7年4月から多可町学校給食センター（以下「給食センター」という。）において、調理等業務を委託する業者（以下「受注者」という。）の選定を行う。

学校給食調理等の業務を委託する業者の決定にあたっては、調理等業務の安全性、安定性を確保するため、公募型企画提案方式（プロポーザル方式）を採用する。

本募集要項は、多可町学校給食センター調理等業務委託（以下「本業務」という。）に係る実施について必要な事項を定めたもので、本募集要項に併せて配布する次の資料も本募集要項と一体の資料とし、これらの資料を含めて「募集要項等」と定義する。

要求水準書：発注者が業者に要求する具体的なサービスの最低水準を示すもの

様式集：提案書等関係書類の作成に使用する様式を示すもの

2 業務の概要

- | | |
|-------------|--|
| (1) 業務名 | 多可町学校給食センター調理等業務委託 |
| (2) 履行場所の概要 | 「要求水準書」のとおり |
| (3) 業務内容 | 「要求水準書」のとおり |
| (4) 履行期間 | 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）
ただし、委託契約締結の日から令和7年3月31日までを業務委託の準備期間とし、町と協議の上、委託事業者の負担において委託業務開始までに万全な体制を整えるものとする。 |
| (5) 見積限度額 | 令和7年度から令和11年度限度額 |

金 355,000,000円 (5年間)

※ 消費税及び地方消費税相当額を含まない。

※ 令和7年度から令和11年度の債務負担行為として設定する。

3 多可町学校給食センター調理等業務委託業者選定委員会

多可町学校給食センター調理等業務委託受託業者の選定を厳正かつ公平に行うため、多可町学校給食センター調理等業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置くこととする。

4 参加資格業者の要件等

(1) 参加資格業者要件

本業務の業者選定に参加する業者（以下「応募業者」という。）は、次の要件を満たさなければならない。

- ① 法人格を有し、本業務を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財政能力を有していること。

② 平成29年度以降、地方公共団体が設置するドライシステムの学校給食センター1施設で1日2,000食以上の調理等業務の経験を有し、かつ、同規模以上の学校給食センターにおける調理等業務の委託契約を現在も締結していること。

③ 文部科学省が定める「学校給食衛生管理基準」に基づき、本業務を遂行できること。

④ 町の入札参加資格者名簿に登録されている者又は参加表明書提出時までに当該名簿に登録が予定される者であること。ただし、参加表明書提出時までに当該名簿に未登録の者については失格とする。

⑤ 町内又はその近郊（兵庫県内又はその近隣で概ね2時間以内に駆け付けられると判断できる場所）に本社、支社、営業所等を本業務の受注開始までに設置し、緊急時に迅速に対応できるような体制がとれること。

⑥ 製造物責任（PL）法に基づく製造物責任、その他の製造物の欠陥による製造業者等の損害賠償の責任に係る生産物賠償責任保険又は食品衛生協会加入者による食品賠償共済に加入していること。

⑦ 受注に当たり、地元雇用に努めること。

⑧ 契約締結時点で①、②、③、⑥及び⑦の要件を満たす履行保証人を確保すること。

(2) 応募業者の制限

次のいずれかに該当する者は、応募業者になることはできない。

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

② 国、県及び町等の地方公共団体において指名停止期間中である者

③ 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定による更正計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）

④ 国税及び地方税（消費税及び地方消費税並びに法人市町村民税、固定資産税及び事業所税等）を滞納している者

⑤ 過去3年以内に学校給食調理業務又は大量調理施設業務において食品衛生法（昭和22年法律第233号）の営業停止処分を受けた者

⑥ 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

⑦ 次に掲げる者が、支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれらに準ずべき地位に就任し、又は実質的に経営等に関与している者

ア 選定委員会の委員

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員ではないが、同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者若しくは暴力団に資金及び武器を配給する等して、その組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与する者

(3) 参加資格の確認

応募業者の参加資格の確認は、参加表明書等の提出を基準とする。

ただし、参加資格確認後から審査結果の決定日までに応募業者の備えるべき要件を欠くような事態が生じた場合は、失格とする。

(4) その他

- ① 町が提示する質疑への回答書は、募集要項等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。
- ② 募集要項等に定めるもののほか、応募にあたって必要な事項が生じた場合には、応募業者に通知する。

5 業者募集等のスケジュール（案）

NO	事 項	日 程
①	業者募集公告	令和6年9月30日（月）
②	募集要項等の公表	令和6年9月30日（月）～
③	現場視察の申込期限	令和6年10月7日（月）
④	現場視察の受入	令和6年10月9日（水）
⑤	参加表明書(兼参加資格審査申請書)に関する質問書の提出期限	令和6年10月11日（金）
⑥	参加表明書(兼参加資格審査申請書)に関する質問書への回答	令和6年10月17日（木） 予定
⑦	参加表明書(兼参加資格審査申請書)提出の期限	令和6年10月23日（水）
⑧	参加資格審査結果通知書の送付	令和6年10月30日（水） 予定
⑨	提案書等関係書類に関する質問書の提出期限	令和6年11月1日（月）
⑩	提案書等関係書類に関する質問書への回答	令和6年11月7日（木） 予定
⑪	提案書等関係書類の提出受付（一次審査）	令和6年11月7日（木）～ 令和6年11月13日（水）
⑫	一次審査（書類審査）結果及び二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）参加資格通知	令和6年11月中旬予定
⑬	二次審査の実施	令和6年11月下旬予定
⑭	優先交渉権決定の通知	令和6年12月上旬予定
⑮	業務委託契約の締結	令和6年12月中旬予定

※ ただし、窓口応対時間は、上記期間のうち閉庁日を除く日の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後4時45分までとする。

※ スケジュールは変更する場合があるものとする。

6 募集要項等の公表

(1) 公表方法

本業務に関する募集要項等の資料は、多可町のホームページからダウンロードすること。

<http://www.town.taka.lg.jp>

(2) 募集要項等の公表 令和6年9月30日（月）～

(3) 公表書類

- ① 多可町学校給食センター調理等業務委託募集要項

- ② 多可町学校給食センター調理等業務委託様式集（募集要項）
- ③ 多可町学校給食センター調理等業務委託要求水準書
- ④ 多可町学校給食センター調理等業務委託業者選定基準

7 現場視察

募集要項等に対する説明会等は実施しない。ただし、現場の視察は受け入れるものとする。

視察を希望する場合は、令和6年10月7日（月）午後4時45分までに、電子メールで申し込むこと（様式第18号）。

(1) 視察受入期間

令和6年10月9日（水）

視察の受入時間は、上記のうち午後4時00分から午後6時00分までとし、視察時間は30分程度とする。

(2) 申込先

〒679-1114

兵庫県多可郡多可町中区岸上220番地

多可町教育委員会教育総務課多可町学校給食センター

電話0795-30-2101

FAX 0795-30-2102

e-mail:takakc@town.taka.lg.jp

(3) 留意事項

- ① 視察の受け入れ時間は、調整の上、事務局から電子メール等で連絡する。
- ② 参加人数は、1業者につき3人までとする。
- ③ 当該申し込み時には、参加者全員の検便検査結果を添付すること。
- ④ 現場視察では、原則として本募集要項等を配布しないので各自持参のこと。
- ⑤ 白衣、帽子、靴（非汚染区域・汚染区域と分けること）を持参すること。
なお、現場視察では、募集要項等に関する質疑は一切受け付けない。

8 参加表明書(兼参加資格審査申請書)に関する質問書の受付及び回答

(1) 質問書（参加資格審査関係書類）（様式第5－1号）により、多可町教育委員会教育総務課多可町学校給食センターまで電子メールで提出すること。

※ 提出先：takakc@town.taka.lg.jp

※ 内容を簡潔にまとめて記載すること。

なお、原則として、持込み又は郵送による書類、口頭、電話等による質疑は、受け付けない。質疑受付の終了時刻に関しては、受付場所における着信主義とし、受理しているかどうかの判断は、事務局が行うものとする。

ただし、当該質疑に関する質問者からの電話による受信確認の連絡は、受け付けるものとする。

(2) 提出期限

令和6年10月11日（金）午後4時45分までとする。

(3) 質問に対する回答

令和6年10月17日（木）午後4時45分頃（予定）に、回答する。

なお、質問への回答書は、募集要項等の追加又は修正とみなす。

9 参加表明書(兼参加資格審査申請書)の提出

応募業者は、様式第1号に掲げる書類を次により提出すること。

(1) 提出期限

令和6年10月23日(水)午後4時45分まで

受付時間は、上記期間のうち閉庁日を除く日の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後4時45分までとする。受付の終了時刻に関しては、受付場所における着信主義とし、受理しているかどうかの判断は、事務局が行うものとする。

(2) 応募に必要な書類（以下「応募書類」という。）

① 参加表明書（参加資格審査）及び関係書類（様式第1号から様式第4-2号まで）

② 会社の概要（様式第4-1号及び様式第4-2号添付資料）

ア 会社の沿革及び組織のわかる書類PR用パンフレット

イ 決算書等（直近決算2年分）（貸借対照表、損益計算書等）

ウ 商業登記簿謄本（現在事項全部証明書）写しでも可。

ただし、応募書類の提出日直前3か月以内に発行されたものに限る。

③ 製造物責任（PL）法に基づく製造物責任、その他の製造物の欠陥による製造業者等の損害賠償の責任に係る生産物賠償責任保険又は食品衛生協会加入者による食品賠償共済に加入していることを証する書類。

(3) 無効となる応募書類

① 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの

② 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

③ 虚偽の内容が記載されているもの

(4) 応募書類詳細

A4判フラットファイルの表紙及び背表紙に「多可町学校給食センター調理等業務委託参加表明書（参加資格審査）関係書類」及び「商号又は名称等」を記載し、様式第1号を1ページとして、順次、提出必要書類を綴り提出のこと。

原則としてA4判（A3判を折り込んでA4判とすることは可。）用紙、横書き、左綴じとし、ページ番号をつけること。

(5) 提出部数

製本3部（正本1部・副本2部）

(6) 提出先

〒679-1114

兵庫県多可郡多可町中区岸上220

多可町教育委員会教育総務課多可町学校給食センター

電話0795-30-2101

FAX 0795-30-2102

(7) 提出方法

提出方法は、上記提出先へ直接持参、郵送又は宅配とする。

なお、直接持参の場合は、事前に事務局まで電話連絡を入れることとし、郵送又は宅配による提出の場合は、令和6年10月23日（木）の午後4時45分までに必着のこと。

10 参加資格審査結果通知書の送付

提出された応募書類に基づき、参加資格の要件等の有無等を審査し、応募業者に参加資格審査結果通知書（様式第6号）を令和6年10月30日（水）（予定）に電子メール等により送付する。

11 提案書等関係書類に関する質問書の受付及び回答

(1) 質問の提出方法

質問書（提案書等関係書類）（様式第5－2号）により、多可町教育委員会教育総務課多可町学校給食センターまで電子メールで提出のこと。（内容を簡潔にまとめて記載すること。）

なお、原則として、持込み又は郵送による書類、口頭、電話等による質疑は、受け付けない。質疑受付の終了時刻に関しては、受付場所における着信主義とし、受理しているかどうかの判断は、事務局が行うものとする。ただし、当該質疑に関する質問者からの電話による受信確認の連絡は、受け付けるものとする。

(2) 提出期限

令和6年11月1日（月）午後4時45分までとする。

(3) 質問に対する回答

令和6年11月7日（木）午後4時45分頃（予定）に回答する。

なお、質問への回答書は、募集要項等の追加又は修正とみなす。

12 提案書等関係書類の提出

参加資格審査に合格した応募業者（以下「参加資格業者」という。）は、提案書等関係書類を次により提出すること。

なお、提案書等関係書類について、一次審査（書類審査）を行い、失格事項等について資格審査をするものとする。

(1) 受付期間

令和6年11月7日（木）から11月13日（水）まで

受付時間は、上記期間のうち閉庁日を除く日の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後4時45分までとする。受付の終了時刻に関しては、受付場所における着信主義とし、受理しているかどうかの判断は、事務局が行うものとする。

(2) 提出する提案書等関係書類

① 提案書等関係書類提出書（様式第8号）

② 提案書等（様式第9号から様式第15号まで）

※ 様式第9号から様式第15号は、5枚以内にまとめた概略提案書を作成すること。

③ 見積書・見積内訳書（様式第16-1号、様式第16-2号）

(3) 見積書・見積内訳書

① 要求水準書、提案書等関係書類に基づき作成すること。

② 見積金額の内訳は年度毎とし、5年間の総額は見積上限金額（消費税及び地方消費税相当額別の金額）の範囲内であること。

③ 年度毎の見積内訳書（様式第16-2号）を添付すること。

④ 見積書に押印する印鑑は、会社印及び代表者実印（法務局が証明する印鑑）とする。

(4) 無効となる書類

① 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの

② 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

③ 虚偽の内容が記載されているもの

④ 履行不可能な内容が記載されているもの

⑤ 複数の提案又は矛盾する提案が記載されているもの

- ⑥ 見積上限金額を超える場合、又は異常に少額であるなど、本業務の適正な履行に支障があると判断されるもの
- (5) 提案書等関係書類詳細
A4判フラットファイルの表紙及び背表紙に「多可町学校給食センター調理等業務委託提案書等関係書類」及び「商号又は名称等」を記載し、様式第8号を1ページとして、順次、提出必要書類を綴り提出のこと。
原則としてA4判（A3判を折り込んでA4判とする事は可。）用紙、横書き、左綴じとし、ページ番号をつけること。
- (6) 提出部数
製本18部（正本1部・副本17部）
- (7) 提出先
〒679-1114
兵庫県多可郡多可町中区岸上220
多可町教育委員会教育総務課多可町学校給食センター
電話0795-30-2101
FAX 0795-30-2102
- (8) 提出方法
提出方法は、上記提出先へ直接持参、郵送又は宅配とする。

なお、直接持参の場合は、事前に事務局まで電話連絡を入れることとし、郵送又は宅配による提出の場合は、令和6年11月13日（水）の午後4時45分までに必着のこと。

13 一次審査（書類審査）結果及び二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）参加資格の通知

提案書等関係書類を提出した参加資格業者にプロポーザル一次審査（書類審査）結果及び二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）参加資格通知書（様式第17号）を令和6年11月中旬頃に電子メール等により通知する。

なお、一次審査で優良な提案を行った参加資格業者（以下「優良参加資格業者」という。）を対象に、別に二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）を実施することとし、通知書に併せて多可町学校給食センター調理等業務委託プロポーザルに係る二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）実施要領を送付するものとする。

14 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

審査は、選定委員会の委員（以下「選定委員」という。）が見積書、会社概要、提案書等の審査、プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し行う。

- (1) 実施方法
- ① 審査は、選定委員が多可町学校給食センター調理等業務委託に係る優先交渉権者選定基準（以下「選定基準」という。）に基づき、審査を実施する。
 - ② 優良参加資格業者が1者の場合でも審査を行い、選定委員会が適切な業者と判断した場合は、優先交渉権者とする。
- (2) 日時 令和6年11月下旬予定
※ 時間等詳細は別途通知
- (3) 場所 別途通知

- (4) 実施時間 40分程度
※ プレゼンテーション：20分程度
ヒアリング質疑応答：20分程度
※ 準備・撤収は審査前後の10分間の休憩時間に行うこと。
- (5) 準備物
パソコン等を使用する場合は、各自で準備すること。
ただし、プロジェクト及びスクリーンは事務局で準備する。
- (6) 出席者
5名までとする。
- (7) プレゼンテーション及びヒアリング審査の順番
提案書等関係書類の受付順とする。
なお、辞退が出た場合は、順次繰り上げる等の方法により対処する。

15 優先交渉権者の選定

- (1) 選定委員会の審査結果に基づき、多可町が総合的に判断し優先交渉権者を決定する。
- (2) 優先交渉権者が契約を締結しない場合は、次に得点が高い優良参加資格業者から順に契約交渉を行い、合意に達した優良参加資格業者と契約を締結する。
ただし、選定委員会が適切でない優良参加資格業者と判断した場合は、この限りでない。

16 失格条項

応募業者又は応募業者の提出した応募書類及び提案書等関係書類（以下「提出書類」という。）が次のいずれかに該当する場合は、当該の応募業者は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
(2) 募集要項に違反した場合
(3) 公正を欠いた行為があったとして選定委員会が認めた場合
(4) 提出書類に不備、錯誤があり、選定委員会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
(5) 正当な理由なくプレゼンテーション・ヒアリングに応じなかった場合
(6) 告示の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合

17 提出書類に関する留意事項

- (1) 募集要項等の承諾
応募業者は、応募書類の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものとみなす。
- (2) 費用の負担
提出書類の作成に関して必要な費用は、応募業者の負担とする。
- (3) 著作権
応募業者から、募集要項等に基づき提出される提案書等関係書類の著作権は、原則として作成者に帰属する。
ただし、発注者は、選定結果の公表等に必要な場合には、提案書等関係類の内容を使用できるものとする。

(4) 提出書類の取扱い

- ① 発注者が受理した提出書類については、理由の如何にかかわらず返却しない。
- ② 提出書類は、必要に応じ複写（府内及び選定委員会での使用に限る。）することがある。
- ③ 受注者以外の提案書等関係書類の内容は、応募業者の承諾なしには利用しない。
- ④ 提出書類について、多可町情報公開条例の規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合がある。

(5) 提出書類の変更

発注者が受理した提出書類は、明らかな間違い、軽微な修正を除き、受理後の内容変更を認めない。

ただし、選定委員会から要請があったものについてはこの限りではない。

(6) 発注者が提示する資料の取扱い

発注者が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の範囲内であっても、発注者の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁ずる。

(7) 提出書類の追加提出

発注者が提出書類の追加提出を求めた場合には、迅速に応じること。

(8) 応募辞退

応募業者が応募を辞退するときは、必ず、参加辞退届（様式第7号）を提出すること。

(9) 選定結果の通知及び公表

選定結果は、全ての応募業者に通知する。また、受注者決定後、選定結果はホームページにより公表する。

(10) その他

- ① 業務責任者配置予定書（様式第13号）及び業務副責任者配置予定書（様式第14号）に記載した者をやむを得ず変更しようとする場合における新たな業務責任者等は、変更前の業務責任者等と同等又はそれ以上の経験等を有すること。
- ② 選定結果等について不服及び異議申立てをすることはできない。
- ③ 業務履行の開始前に業務委託に必要な準備は、自らの費用負担により行うこと。

18 事務局

〒679-1114

兵庫県多可郡多可町中区岸上220番地

多可町教育委員会教育総務課多可町学校給食センター

電話0795-30-2101

FAX 0795-30-2102

e-mail:takakc@town.taka.lg.jp

別表1

多可町学校給食センター調理等業務委託業者選定基準

評価項目		評価の視点
1 危機管理	(1) 業務における危機管理	学校給食調理業務における危害分析ができ、緊急時迅速な対応が取れるかを評価
	(2) 業務における事故防止対策	食中毒や異物混入等の事故に対する具体的な防止策を評価
2 衛生管理	(1) 卫生管理に関する考え方	学校給食調理等業務における業者の衛生管理に関する考え方や内容を評価
	(2) 卫生管理体制	「学校給食衛生管理基準」のほか、業者が有している独自の衛生管理体制を評価
	(3) 卫生検査	学校給食調理業務で従事する際に使用する調理設備・機械及び用具、また、従事者の健康管理も含め、衛生検査に関する実施内容を評価
3 業務実施体制	(1) 人材等を確保	経験豊富かつ有能な調理員を多く確保するためのノウハウが構築されているかを評価
	(2) 従事者定着の方策	従事者に給食業務への意欲を持たせ、長期雇用させるための工夫ができるかを評価（地元雇用、正規雇用を含む。）
	(3) 業務実施体制	安心安全な学校給食づくりのため、業務実施体制の考え方を評価
4 サービス向上などの提案	(1) 学校給食の質の向上	給食のおいしさや楽しさなど、業者の専門的な技術やノウハウに基づいた事業提案を評価
	(2) 学校行事・町の食育事業の協力体制	学校との連携に努め、学校行事等へ積極的に参加するなど学校運営に協力的であるかを評価
	(3) 地産地消事業の協力体制	地産地消の推進のため、地場産野菜等の使用、伝統食や行事食など下処理や調理時間について、業者の専門的な技術やノウハウに基づいた事業提案を評価
	(4) 経費の節減等	経費の節減など、業者の専門的な技術やノウハウに基づいた事業提案を評価
5 経営状況と業務実績		会社の経歴、経営状況及び業務実績を評価
6 見積額		適正な価格のもと、見積額が算定されているかを評価